

## 平成27年度 第3回 美浜区支え合いのまち推進協議会 議事要旨

### 【1】開 催

- 1 日 時：平成28年3月4日（金）午後3時30分～午後5時30分
- 2 会 場：美浜保健福祉センター4階 大会議室
- 3 出席者：委員定数 23名  
出席委員 17名  
事務局 16名  
（傍聴人） なし

### 【2】次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 題 （1）地区部会エリアの重点取組項目の進捗状況について
- 4 報 告 （1）美浜区見守りネットワークについて  
（2）美浜区地域活性化支援事業について  
（3）千葉市地域見守り活動支援事業等について  
（4）千葉市あんしんケアセンターの圏域変更について
- 5 その他
- 6 閉 会

### 【3】議事の要旨及び発言要旨

#### 議題（1）地区部会エリアの重点取組項目の進捗状況について

資料1『美浜区支え合いのまち推進計画（平成27～29年度）重点取組項目・取組内容進捗状況』により事務局【社協区事務所】の説明後、質疑応答を行った。

#### <主な説明内容>

○各地区部会エリアで設定した重点取組項目に対する具体的な取組内容について、第2回推進協議会で報告した以降の進捗状況を報告した。

・稲毛海岸地区部会エリア：見守り活動等に関する3項目の取組みを『見守りネットワークの構築』に集約し、エリア内稲毛海岸団地で先行している見守りネットワークの拡大のため、エリア内での情報共有・啓発を実施。3月に安心カードを配布予定。

・幸町2丁目地区部会エリア：エリア内にある高齢者福祉施設「しょうじゅ

美浜」が、「幸町団地見守り支援センター」を4月より本格稼働するため、各取組みの一助になることが期待される。『拠点確保に向けた協議・検討』は、幸町児童老人福祉センターの利用が交渉の結果2年延長され、引き続きUR都市機構・千葉市と協議中。「しょうじゅ美浜」の地域交流スペースを利用した4月からの地域カフェ設置に向け準備中。

・幸町一丁目地区部会エリア：『地域カフェの設置・運営』は、美浜区地域活性化支援事業の補助金を受け設置された「幸町1丁目ふれあい交流館」を運営。火曜定休、利用者は毎日20人程度、ボランティア登録は50人程度、午前午後2人ずつ活動を実施。地域での助け合い活動については、『研究会の開催』として「千葉市あんしんケアセンター幸町」と連携して介護研究会を開催し、『地域包括ケアシステム構築に向けた3分科会設立・検討』は、事例研究を含め引き続き検討中。

・高洲・高浜地区部会エリア：『異世代交流の拡大』は、2月に「こどもフェスタ」を開催。『サロン活動の充実』は、平成27年度にサロンを1か所増設。『拠点の確保』は引き続き検討中。

・真砂地区部会エリア：『手作り公園まさごを活用した交流の場の検討』は、公園を会場にイベントを開催し、地域住民や近隣の小学校等の各団体と交流。『ラジオ体操やウォーキング活動のPR』は、運動自主グループの情報を集約。『地域運営委員会設置に向けた検討』は3月に委員会が設置予定。『見守り活動体制の充実を図る』は見守りが必要な方の把握と見守り活動を継続中。『認知症予防や対応、成年後見制度等福祉課題に関する勉強会の開催』は、千葉大学医学部地域医療連携部の協力のもと、1月に終末期医療講演会を開催。『防犯パトロールの担い手確保を図る』『セーフティウォッチャーの担い手確保を図る』『こども110番の家の担い手確保を図る』は、継続して活動を実施し、担い手確保について検討中。『浸透しやすい情報提供方法の検討』は引き続き検討中。『ふれあい・いきいきサロンや茶話会等の充実』『子育て支援団体及び活動の把握・情報提供』は継続して実施。『ふれあい・子育てサロンの充実』は真砂コミュニティセンターの平成29年4月移転を契機に実施を検討中。助け合い活動の『新たな協力員の確保』は新たに3名増加。『協力員向け講習会の実施』は、介護保険サービス等の勉強会を開催。

・磯辺地区部会エリア：『福祉協力員ネットワーク活動の進化と拡充を図る（新たな対象者の把握・新たな協力員の確保）』は、春は募集チラシを配布したが秋は自治会掲示板等への掲示を実施。『高齢者ゴミ出し支援事業の取り組み』は、助け合い活動の一環として検討中。『災害に関するより実践的な講演会を開催し、防災意識を高める』『地域ぐるみの防災訓練の実施』『戸建を含む自治会の災害発生時の対応マニュアルを作成する』『中高層住宅を含む自治会の災害発生時の対応マニュアルを普及させる』の災害対応に関する4項目は、小学校の統廃合による避難所・避難所運営委員会の再編成を優先課題として

検討中。新たに地区内 7 か所の避難所運営委員会の編成が完了。『磯辺地域ルーム常設サロン開設』『茶話会未設置地区の解消』は検討中。

・幕張西地区部会エリア：『見守り活動等に関するアンケート調査の実施・集計』『見守り活動における対象者の把握』『見守り活動における協力員の確保』『見守り活動体制の構築』の 4 項目は、アンケート調査が終了し、集計と報告、その後の取組み方法について検討中。『地域での交流の場づくり』はサロンの充実について検討中。

・打瀬地区部会エリア：『あいさつ運動の P R』は、学校との連携で実施中。『地域団体のネットワークの更なる構築及び活動の P R』は、地域運営委員会主催で各種イベントを開催。『高齢者実態調査時の安心カードの普及』は、5 月の高齢者実態調査時に安心カードを対象者の 7 ～ 8 割に配布し、316 名が登録済み。『自治会への地域活動への理解及び利用促進』は、各街区との懇談会の実施と管理組合理事との意見交換会の開催を予定。『防犯パトロールの充実』は、防犯委員が街路灯を確認し、青少年育成委員会と危険個所の点検を実施。『防災そなえパークの参加者を増やす』は、3 月開催予定。『災害発生時の対応マニュアル整備の必要性について P R ・広報』『災害発生時の対応マニュアルの整備』は、マニュアル整備済みの街区を参考に各街区で検討中。『地域連携センター及び公民館の管理運営体制の検討』『地域資源を活用した多様な交流の場の検討及び設置』については、「公民館運営講座」のサポートを市より依頼され、地域連携センターの管理運営に関しては引き続き県に要望中。『福祉教育に関する勉強会の開催』『福祉教育の内容充実を図る』は、地域課題に即した講座の講師選定中。『街区福祉担当の地区部会活動への理解及び参加促進を図る』は、各街区との懇談会を実施。『ボランティア名簿の作成』は、作成済みの名簿の活用を引き続き検討中。

○報告内容について過不足があれば、事務局に提供いただきたい。来年度の推進協議会では、進捗状況に合わせて地区部会からそれぞれご報告いただきたい。

< 質疑応答：主な発言 >

(委員長)

ただいま説明がありました地区部会エリアの重点取組項目の進捗状況について、委員の方からご意見・ご質問がある方は、所属とお名前をお願いします。

(委員)

まず、磯辺地区部会の避難所運営委員会が 7 か所とありますが、これは 6 か所の間違いです。それと、この磯辺地区部会エリアについて書いてある書類というのは誰からでているのですか。

(事務局) 【社協区事務所】

地区部会の会長・役員に確認させていただいております。

(委 員)

何故そのようなことを言ったかという、私はこれを全然見ていないからです。この中の防災訓練や避難誘導の実施のことや災害対策マニュアルの整備というのは、社協では対応できないテーマです。これは私がリードして進めていることなのです。社協の内容でタイトルを決めて行うならばともかく、こういうものまで入ってくるとなると、我々も社協だけじゃ対応できない。今、地域運営委員会を設立しようという動きがありますが、捉え方を広くして、磯辺地区全体でどうなのだろうというアプローチをしていかないと、正しい回答が出てこないということになりかねません。例えば、町内自治会・集合住宅の集会所の地域資源等々と検討中が2つもあり、このような回答は寂しい話で、具体的な話があります。特に磯辺地域ルームについてはいろいろあるので、もっと書くことがあります。来年度に向けて、どういう風にテーマを挙げてアプローチしていくと、本当の支え合いのテーマとしてこの場で検討できるのか、考える必要があるのではないかと、問題提起したいと思います。

(事務局)【社協区事務所】

私どものリサーチ不足もありましたし、磯辺地区におかれましては、当初、重点取組項目を設定する時には皆様に集まっていたいただいて検討ということになりましたが、今回の報告においては全員からお声をいただいたわけではなかったため、次回からは検討させていただきます。

(委員長)

他にはありますか。様々なテーマがありますが、地区部会だけではないということですね。では、次に進みたいと思います。

報告(1) 美浜区見守りネットワークについて、ご報告お願いいたします。

## 報告(1) 美浜区見守りネットワークについて

資料2『美浜区見守りネットワーク』により事務局【美浜区地域振興課くらし安心室】の説明後、質疑応答を行った。

### <主な説明内容>

○平成26年度の見守りネットワークの通報件数は12件。内訳は救急搬送が1件、死亡が6件、入院等の不在理由が判明し無事を確認したのが5件。

○平成27年度(2月まで)通報件数は10件。内訳は救急搬送が2件、無事を確認したのが8件。救急搬送できた2事例を紹介。

①5月14日新聞配達店から区に通報。「真砂地区のURマンションに独居の65歳男性宅。3日分の新聞が溜まっており・異臭有り・日中も点灯・電話に出ない」との内容。約30分後に職員が現地へ到着し、警察に通報、UR管理事務所から緊急連絡先の情報提供を受け、親族との連絡でドアの開錠許

可を得て入室した。室内で意識不明で倒れている本人を発見し、通報から約1時間後に病院へ救急搬送できた。

②6月26日民生委員から区に通報。「磯辺地区のマンションに独居の80歳男性。夜間も点灯せず、電話に出ない」との内容。安心カードの登録があり、鍵を預かっていた親族に連絡し、男性宅に入室。倒れていた本人を救急搬送できた。この男性は市の高齢者緊急通報システムを利用していたが、非常用のボタンさえ押せない状況であった。また、警備会社に自宅の鍵を預けておくことで、トイレや冷蔵庫の開閉など生活のリズムを見守るセンサーを設置するサービスについては、鍵を預けることに抵抗があって利用していなかったが、このサービスの利用でより迅速な対応が可能になる。

＜質疑応答：主な発言内容＞

(委員長)

報告(1)美浜区見守りネットワークについて、報告がありました。このことにつきまして何かご質問等がありますでしょうか。

(委員)

今のネットワークの件なのですが、お聞きしたいのは、これはできて3年位になりますよね。最初の段階で打瀬の場合は各自治会の代表者が加盟をさせていただいたのですが、代表者等が変わった後、そのフォローをしていただいているのですか。

(事務局)【美浜区地域振興課くらし安心室】

連絡をいただいている場合は更新させていただいております。会長が変わっている場合にはこちらで変えさせていただいております。

(委員)

やっけていただいているのですね。ありがとうございます。同じようなことですが、災害時の要援護者名簿も上手く進まないのですが。最初の段階で様々な説明は受けたのですが、もう少しPRしていったほうが良いのではないかと思います。いかかでしょうか。

(事務局)【美浜区地域振興課くらし安心室】

年度末に一斉に通知しているところでございます。夏以降に防災対策課と各地区の総会に伺って、説明・依頼をさせていただいたところですが、説明を聞いて興味を持たれた方が詳しい話を聞きに来られたり、実際の配付につながっておりますので、これは地道な啓発活動が重要であると考えております。今後とも続けてまいります。

(委員)

お願いは、災害時の要援護者については一枚の書類で説明できるようにしていただきたいと思います。私どもも一度定例会議で説明させていただいたのですが、定例会議に出なかった方もいて、情報が行ったり行かなかったりというようになっているため、できる限り私どももPRしていきたいと思いますので、

PRの種になるようなものをいただけたらと思います。よろしくお願いします。  
(事務局)【美浜区地域振興課くらし安心室】

はい、ありがとうございました。

(委員長)

他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

前に進めます。報告(2)美浜区地域活性化支援事業について、説明をお願いします。

## 報告(2) 美浜区地域活性化支援事業について

資料3『平成28年度美浜区地域活性化支援事業・事業提案の募集案内』  
～美浜区は、皆様のまちづくり活動を応援しています！～により事務局【美浜区地域振興課地域づくり支援室】の説明後、質疑応答を行った。

### <主な説明内容>

○美浜区地域活性化支援事業は、地域課題の解決や活性化など、美浜区内で主体的に行う取組みに対して活動資金などを支援する事業で、2種類の支援コースがある。申請にあたっては、事業提案に係る公開プレゼンテーションに臨んでいただく。

①地域づくり活動支援：上限20万円を最大3年、補助。

②地域拠点支援：新たに空き家や商店街の空きスペースを活用する際に補助。

改装費 上限額50万円を1年目のみ。

家賃補助 上限額 月額10万円を1年間補助(最大3年まで補助可)。

○27年度は地域づくり活動を4団体に支援。地域拠点は3団体に支援し、36連協が初年度、“ささえあいまさご”が2年目、再生リサーチは最終年度。

○平成28年度事業提案の募集については、募集期間が3月1日から4月28日、公開プレゼンテーションを5月14日に行い、5月下旬に交付団体決定後、6月に補助金振込み。年度途中にフォローアップ研修会を開催し、年度末に実績報告書を提出いただく。

### <質疑応答：主な発言>

(委員長)

報告(2)美浜区地域活性化支援事業について、説明がありました。これについてご意見・ご質問あるでしょうか。

(委員)

今年の支援の応募は、まだ2日ぐらいしか経っていないのですが、何件かきていますか。

(事務局) 【美浜区地域振興課地域づくり支援室】

拠点支援は1件きています。活動支援の方はまだ相談がきておりません。市政だより3月1日号にも載せているのですが、拠点支援は1団体分しか予算を取っておりません。「ささえあいまさご」はもう1年継続、36連協も継続となっておりますので、新たに1団体を新規として募集し、審査させていただく予定でございます。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

2年目は申請しなくてよろしいのですか。

(事務局) 【美浜区地域振興課地域づくり支援室】

拠点支援は家賃補助だけです所以審査だけで終わります。活動支援は1年ごとに報告・審査しますので、27年度現在、4団体が行っておりますが、その方々も継続するのであれば、プレゼンに臨んでいただきます。

(委員)

今年ダメになる可能性もあるのですか。

(事務局) 【美浜区地域振興課地域づくり支援室】

予算上は6団体分確保しておりますが、それ以上の応募がありますとその可能性もあります。しかし、23・24年度は応募が多かったのですが、26・27年度は5~6件と年々少なくなっております。

(委員長)

よろしいですか。では、積極的に家賃補助を活用して下さい。次に進めます。報告(3) 千葉市地域見守り活動支援事業等について、報告をお願いします。

### 報告(3) 千葉市地域見守り活動支援事業等について

資料4-1『千葉市地域見守り活動支援事業について』、資料4-2『千葉市三世代同居等支援事業のご案内』により、事務局【高齢福祉課】の説明後、質疑応答を行った。

#### <主な説明内容>

○「千葉市地域見守り活動支援事業」は、地域において継続的に福祉活動を実施している自治会、NPO法人、社会福祉法人等の住民団体などが新たに活動を開始する際の初期費用の一部を助成。地域における見守り活動、助け合い活動等が対象で、1団体あたり15万円を上限に助成する。平成23年度の開始以降41団体が利用し、うち美浜区は6団体に交付しており、28年度は市全体で8団体分の予算を確保できる見通し。

○「千葉市三世代同居等支援事業」は、高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代家族の同居などに必要な費用の一部を助成。平成22

年に高齢者の所在不明事件を発端に市で検討を進め、２３年度から開始された。離れて暮らしている親と子と孫を基本とする三世代の家族が、これから市内で同居または近隣（直線で１km以内）に居住すること、親（片方でも可）が６５歳以上で１年以上千葉市に居住していること、親が単身または夫婦のみの世帯であること、孫が１８歳に達する日以後の最初の３月３１日を迎えていないこと、同居または近隣に居住している状態が今後３年以上継続することが条件となっており、①持家の場合は新築・改築・増築・購入に要する費用、②借家の場合は賃貸借契約に要する費用、③それぞれの転居費用が対象となり、①②については２年目・３年目の助成がある。この助成を受けるためには、事前の書類の提出が必要となるので、高齢福祉課にご相談いただければ案内させていただきます。

<質疑応答：主な発言>

（委員長）

２点の報告がありましたので、１点ずつ分けてご質問等を伺いたいと思います。まず、「千葉市見守り活動支援事業」についてご意見・ご質問ある方はいらっしゃいますか。

（委員）

この事業は平成２３年の開始以降４１団体活用しているということですが、最近は減っていると。すでに実施している場合は対象外ということですね。すでに何年か前から地区社協の「福祉協力員ネットワークシステム」で、こういう活動を行っています。そうすると新たに出てくるチャンスはないと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

（事務局）【高齢福祉課】

おっしゃるとおり、新たに出てくることは難しいと認識しております。美浜区の申請は、最近はございません。緑区や若葉区からの申請が多くなってきている状況です。

（委員）

次の三世代もそうですが、「すでに」というのはもう終わっているということですね。もう行っているところが内容のアップデートをしていなければならぬ、その場合にはお金もかかる、ということもこれから先の支援事業として考えていかなければならない。従来通りの「新たに」だけではなく、そういう時期に来ているのではないのでしょうか。そういう意味で柔軟に考えていったほうが良いと思うので、よろしくお願いします。

（事務局）【高齢福祉課】

はい、ありがとうございます。

（委員長）

意見でよろしいですね。他に何かありますか。無いようですので、続いて「千葉市三世代同居等支援事業」について何かご質問等ありますか。

(委 員)

助成の内容の２年目、３年目とはどういう意味ですか。最初だけという印象があるのですが。

(事務局)【高齢福祉課】

こちらは１年目の助成を受けた方で、かつ、この世帯が市外から転入してきた場合に、持家であれば固定資産税・都市計画税の補助が出るということです。市内間であっても１km以上離れていれば対象となりますが、その場合は１年目のみです。

(委 員)

そうすると２年目を抜かして３年目ということもあるのですか。例えば１年抜かして３年目のみ補助されるということとはできるのですか。

(事務局)【高齢福祉課】

基本的にはございません。例えば今年度１年目の助成を受けられたのであれば、２年目は２８年度の固定資産税・都市計画税が対象となりますし、３年目は２９年度分が、といった形になります。

(委 員)

１年置いてしまうと別物になってしまうということですね。

(事務局)【高齢福祉課】

いきなり３年目の助成があるかということですか。それはありません。１年目があつての２年目、３年目です。

(委 員)

今説明していただいた２人は市からいらしているのですよね。来年もこのタイミングでこの説明をされますか。もしされるのであれば内容が格段に変わっている姿を求めたい。来年も同じ説明では意味はないので真剣に議論していただきたい。改善を期待しています。

(委員長)

意見でよろしいですか。市は前向きに受け止めていただきたいですね。

(委 員)

助成対象の持ち家の場合、新築における費用ということだが、戸建てではなくマンション住まいだが、親が年を取ってきたので、近場のマンションをもう一つ購入するという場合にも助成があるのですか。

(事務局)【高齢福祉課】

住宅の購入における費用がございしますので、これは不動産の売買契約を結んで購入する際も対象となります。

(委 員)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

他にはありますか。無いようですので、前に進めたいと思います。

報告（４）千葉市あんしんケアセンターの圏域変更について、ご報告をお願いします。

## 報告（４）「平成２９年度千葉市あんしんケアセンター圏域変更」について

別添資料『千葉市あんしんケアセンター増設に係る担当圏域の設定について』『美浜区の現行』『美浜区の新担当圏域（案）』により事務局【地域包括ケア推進課】の説明後、質疑応答を行った。

### <主な説明内容>

○超高齢社会による高齢者人口の増加に伴い、多様化する支援ニーズに対応するため、千葉市高齢者保健福祉推進計画では平成２９年度にあんしんケアセンターの増設が計画されている。国の設置基準では、概ね３千～６千人程度の高齢者人口につき１センターを設置としているが、それ以上の人口の高齢者を職員の増員で対応しているのが現状である。増設についてもこれまでのあんしんケアセンターと地域の高齢者の間との関係性等を考慮し、可能な限り既存の２４圏域をベースとし、地域住民の皆様の活動エリアを分断することの無いように生活圏や行政区、地区部会等に沿うようにした。設置予定数は、既存の２４センターから５か所増やして２９センターとし、美浜区は４センターのまま増減はないが、圏域を見直して、あんしんケアセンター“真砂”と“高洲”の２か所に分かれて担当していた稲毛海岸地区を全てあんしんケアセンター“高洲”の圏域とした。

### <質疑応答：主な発言>

（委員長）

報告（４）千葉市あんしんケアセンターの圏域変更について、ご説明がありました。こちらについてご意見・ご質問を受けたいと思います。

（委員）

今のお話であんしんケアセンターと高齢者人口の兼ね合いについて、国の設置基準は３千～６千人ということですが、磯辺と高洲は１万１千人と基準の倍の人数になっていますが、この辺りはこのまま維持されるのか職員の数を増やすとか、どうされる予定ですか。

（事務局）【地域包括ケア推進課】

現在５人体制で圏域を担っており、しばらくはこの体制でやれるのではないかとの判断で、このような圏域を設定させていただきました。今後、人口増加の推移を見極めながら必要な増員、圏域の変更設定について考えていきたいと思っています。

（委員）

他区でも同様に増えているのですか。先ほど申し上げたように１万１千人となると基準の倍ぐらいなのですが、他の区はどのようなのですか。

（事務局）【地域包括ケア推進課】

花見川区の例ですと４か所から６か所に増えますが、１万３千人となっている所もございます。その他にも１万人超えの圏域が発生しており、これらも社

協地区部会のエリアを分断する形で設定していただきましたので、こうした事情も考慮して、圏域を再設定させていただいた次第です。1万人以上といった単純な人口の比率だけではなく、人口の分布や生活圏、社協地区部会の活動エリア等々、地域の状況を総合的に見て、このような区割りにさせていただきました。

(委 員)

稲毛海岸地区を設定し直していただけてありがたいです。稲毛海岸は5丁目だけが「あんしん真砂」の担当で、残りが「あんしん高洲」なのでやりにくいと民生委員からも苦情がきていたのです。それからこの資料は取扱注意となっていますが、いつから行う予定ですか。これは皆さんに発表したらまずい資料ですか。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

29年度の設置に向けて28年度は運営法人の公募を行いますので、実際にこの圏域になるのは29年度の4月からになります。

(委 員)

ずいぶん先の話ですね。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

準備に時間がかかりまして申し訳ありません。

(委 員)

はい、わかりました。

(委 員)

「圏域設定の具体的な考え方」ですが、行政区と学校区の食い違いというものはどこにでもあります。磯辺もそうなのです。磯辺中学校には高洲・高浜の生徒が来ています。それを今ここで議論してもしょうがないのですが、民生委員や社協地区部会は行政区、中学校区というのは学校区で、違うわけです。だから地図を見てもわかるように高洲・高浜の5丁目・6丁目が磯辺に入っています。避難所運営委員会でも高浜6丁目は磯辺高校へということがあるのはそういうことで、それが良いか悪いかではなく、表現としては行政区をベースに割り振って、一部学校区も考慮するなどの表現にしていかないとこの両方はイコールではありませんから、そこだけは注意していただけたらと思います。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

ご指摘の通りだと思います。この取扱注意のご説明だけ申し上げますが、この資料は各区のこのような会議に私が順次説明に回り、皆様方のご意見をお伺いしている状況でございまして、今月24日に社会福祉審議会のあんしんケアセンター運営部会に皆様から頂戴した意見を提案させていただく予定になっております。それまでの間は取扱注意にさせていただきますが、(案)という形でご承知おきいただければと思います。

(委 員)

表現を変えて欲しいということなのですが。こういう表現は誤解を生むし、実際こうではないので。行政区と学校区の違いというのはいろんなところで問題となっており、現在、地域運営委員会の設立を行っていますが、それもこれ

が問題なのです。お願いします。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

わかりました。

(委員長)

よろしいですか。他にありますか。

(委員)

他の委員からもご指摘の通り、高浜も5・6丁目だけが「あんしん磯辺」の圏域で、入り組んだ状況になっています。それから「あんしん高洲」ですが、伺っても留守であることが結構多いので、1年間かけて検討していただけるのでしたら増員方向でお願いします。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

29年度は増員の方向で検討しております。

(委員長)

あんしんケアセンターも本当に頑張っていていただいております。ぜひ前向きな検討をしていただければと思います。他にございませんか。よろしければ、議題、報告事項は終わりですね。

では、「その他」です。

#### 【4】その他

「平成28・29年度推進協議会委員改選」及び「次年度スケジュール」について、事務局【美浜区高齢障害支援課】の説明、「美浜区支え合いのまち推進計画27年度の推進状況の取りまとめ」について、事務局【地域福祉課】の説明後、質疑応答を行った。

##### <主な説明内容>

○平成28～29年度推進協議会委員改選について【美浜区高齢障害支援課】

・「美浜区支え合いのまち推進協議会設置要綱」により、委員の任期は2年であることから現委員は3月末で任期終了となるが、この計画は継続するため、28年・29年についても現委員の皆様をお願いしたい。

・4月以降、各団体に委員推薦の依頼をするとともに、市政だより5月1日号の区版及びホームページで公募委員を募集予定。各団体に委員推薦をお願いするにあたり、地域運営委員会を設立しているところには、推薦方法を相談・確認したうえで依頼を出すこととしたい。

○次年度スケジュールについて【美浜区高齢障害支援課】

・28年度推進協議会は、2から3回程度の開催を予定。第1回は委員選出を考慮し、6月下旬頃の開催予定。2回目以降についても、推進計画の進捗

状況に応じて開催時期を検討していく。

○美浜区支え合いのまち推進計画の27年度推進状況の取りまとめについて  
【地域福祉課】

・「美浜区支え合いのまち推進計画」の27年度の推進状況については、28年6月を目途に取りまとめる予定。書式等は現在未定。事務局で取りまとめた区計画の進捗状況を28年度推進協議会で報告後、社会福祉審議会の地域福祉専門分科会に報告する予定。作業にあたり、取り組み実績の聞き取り・情報提供等のご協力をお願いしたい。

＜質疑応答：主な発言＞

(委員長)

いろいろ報告がありました。まず、28年度に委員改選があるということで、引き続き皆さんにお残りいただき、ご尽力いただきたいとお願いがありましたので、それぞれよろしくご配慮をお願い申し上げます。それから取りまとめについては、先ほどの質疑応答の中で「ちょっと違うのではないか」「もっと聞き取りを丁寧に」とのご意見がありましたので、その辺はきっちりと丁寧に進捗状況をお聞きするようにはしていただけたらと思います。皆さんからはご意見・ご質問はありますか。

(委員)

委員選出の提出期限はいつ頃ですか。

(事務局) 【美浜区高齢障害支援課】

連協、地区部会には、4月中に依頼文をお送りいたしますが、自治会では役員の改選があるかと思います。それを考慮しますと、4～5月中の提出は厳しいのではないかとと思うので、6月初旬を期限とさせていただきたいと思いますが、いつ頃でしたら選出委員のご回答をお願いできますか。

(委員)

各団体の役員はほとんど1年任期です。5月中に総会があり、そこで決まります。早いところでは4月、遅くとも5月にはだいたい終わります。磯辺の場合ですと5月末には終わります。他の地区はわかりませんが。

(委員)

私どもは6月の始めぐらいです。

(委員長)

委員の変更は認められますので、暫定ということでも。

(事務局) 【美浜区高齢障害支援課】

先ほど地域福祉課からも説明がありましたが、取りまとめの時期もあり、第1回の会議開催は早ければ早いほど良いのですが、各地区の事情がございます。また、公募委員の選定も5月末から6月にかかりますので、各団体様から選出委員のご回答をいただくのは6月初旬、第1回の会議開催は6月末になるかと

思います。

(委 員)

委員を運営委員会で出すのか、地区連協で出すのか、そういう選出基準というのがありますか。

(事務局)【美浜区高齢障害支援課】

今年度の委員状況は、地区連 8 地区から、それぞれ 1 名ずつ。8 地区の社協地区部会からそれぞれ 1 名ずつ。その他には老人クラブ連合会や身体障害者、ボランティアの関係、公募委員という形になっておりますので、できましたら地域運営委員会にお頼みいたしますが、やはり社協地区部会と自治会の方はそちらから出していただけるとありがたいと思います。

(委 員)

そういうルールであるなら結構です。ありがとうございます。

(委員長)

今の形でできるだけ通すということですね。

(事務局)【美浜区高齢障害支援課】

民生委員につきましては、地域運営委員会のメンバーではあるのですが、民生委員の協議会がありますので、そちらから 2 名を別にお頼みしようかと思っております。

(委 員)

どういう人が推進協の委員かというリストをいただきたいです。

(事務局)【美浜区高齢障害支援課】

わかりました。

(委 員)

地域運営委員会にリストを渡して、各団体から何名ずつといった形で、地域運営委員会を通してもらったほうが、今後地域運営委員会が主になって動かしていくのであれば、その方がやりやすいかと思います。

(事務局)【美浜区高齢障害支援課】

地域運営委員会に依頼するときは自治会名で依頼した方が良いですか。

(委 員)

そうですね。地域運営委員会に、どこから何名出してくださいとした方が良いかと思います。とりあえず私の意見なので、また考えていただければと思います。

(委員長)

では、依頼する際は、設置要綱等を添付してください。

(事務局)【美浜区高齢障害支援課】

地域運営委員会は続々と設立されており、5 月に設立予定のところの情報もいただいておりますので、こちらの依頼もそれに合わせたいと思います。設立しているところには早めに、という形になりますので、それはご了承いただければと思います。

(委員長)

その他にご意見・ご質問はありますか。

(委員)

今も推進計画の説明がありましたが、昨年から福祉の計画が変わって、地域での見守り活動が盛んになっています。ところが今の推進計画では社協が主体となって見守り活動を行っています。しかし、見守りは行政も行っていますよね。例えば地域包括ケア推進課でも盛んに行っているようです。そうすると地域は2本立てになって同じようなことをやっているわけです。その辺りは今後どういう風に推進していくのか、お話していただきたいと思います。

(事務局)【美浜区高齢障害支援課】

地域包括ケア推進課で何かやられているのですか。

(委員)

見守りのことを盛んに。国でも行っていますが、これは自治体に戻してやっています。地域包括ケア推進課の方どうですか。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

地域包括ケア推進課ではなく高齢福祉課の方かもしれません。

(委員)

国から自治体に通知した見守りの件がありますね。去年の4月1日に変わって。そして地域包括ケア推進課ができたわけですが、そこでは盛んに見守り活動を地域にと言っています。ところが「支え合いのまち推進計画」となると社協が主体で進めてきているわけです。地域には両方から説明が来ているわけですが、地域が行うのは一つなのです。その辺を今後どうされるのですか。

(委員長)

質問の主旨がわかりますか。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

私の理解ですと総合事業のお話かと思います。地域包括ケアシステムの中にあるのかよくわからないのですが、介護予防の一部が「地域で自主的に行ってください」と変わりまして、その中で生活支援のための支援を整備していこうという考えがあります。以前、「生活支援コーディネーター」の説明をさせていただきましたが、「生活支援コーディネーター」を育成しながら、地域の中のニーズを把握したり、それに対してどういった支援をしていくのかを考えていくというのが、取り組みの一つではあるのですが、今の計画の話と無関係な話ではありませんので、今後いろいろな面で連携と調整を図って、検討を進めてまいりたいと考えております。

(委員)

推進協議会のテーマとして「支え合いのまち推進計画」があるのですが、それをやっていく地域と、先ほどの「見守り」の話、これが同じ所へ来るわけです。その辺の整合性をうまくやっていただきたいということです。

(事務局)【地域包括ケア推進課】

わかりました。

(委 員)

今の意見に関連して、「みんなが主役」という推進協だよりのNo.14に「地域包括システムと支え合いのまち推進計画」という表があります。これを見るとよくわかります。いろいろなところで関与しているわけですね。いかに高齢者を支えていくかということで、様々な組織が関わって出来上がっていると。この絵を見ると我々はわかりやすい感じがします。

(委員長)

他にはありますか。不明な点がありましたら、それぞれの所管に聞いていただくということでよろしくお願いします。それではこれですべての議題が終わったということでよろしいでしょうか。どうもご協力ありがとうございました。では、事務局にお返しします。

(事務局)

本日の会議録は、事務局が作成し、委員長、副委員長に確認いただいた後、議事要旨をインターネットにて、公開。

【5】閉 会